

避難者訴訟第3陣訴訟 第8回口頭弁論サマリー

第3陣避難者訴訟：第8回口頭弁論、福島地裁いわき支部において開催

第8回口頭弁論：6月18日（火）16：00から

2019年6月16日

福島原発被害弁護団 共同代表 弁護士 小野寺 利 孝
共同代表 弁護士 鈴木 堯 博
共同代表 弁護士 広 田 次 男

<本日の口頭弁論に関する問い合わせ先>

弁護士 小野寺宏一（おのでらこういち） 080-5587-4269

第1 第3陣訴訟の当事者

原告 猪狩弘道 外71名（第1次提訴分）+横田俊彦 外89名（第2次提訴分）、合計162名

被告 東京電力ホールディングス株式会社

第2 第8回口頭弁論の概要

原告代理人から2種類の書面を提出します。

1つ目は、東電による「東日本大震災の津波は予見できなかった」と主張に対する反論の追加書面です。

国では、防災の観点から地震学などの学者が中心となって、定期的に地震の予測をしています。「長期評価」と呼ばれるものです。2002年の長期評価では、有力な学者から福島県沖に大規模な津波が発生する可能性があることが指摘されていきました。東日本大震災の9年前のことです。「予見できなかったのではなくて、都合の悪いことに目を背けただけではないか」ということを、詳細に反論した書面（全114ページ）を提出します。

2つめは、「避難のつらさ」についての書面です。今まで、第3陣訴訟では「ふるさと喪失」の損害を中心に主張をしてきたところですが、今回は、これに加えて「避難生活のつらさ」に関する被害についての主張を展開する書面を提出します。

また、裁判官に私たちの被害について理解を深めてもらうため、今回も原告本人の意見陳述も行ないます。今回は、猪狩幸子さんが裁判官に被害

を訴えます。

2 第8回期日の流れ

今回も、トータル約30分程度の予定です。原告猪狩幸子さんの意見陳述と原告代理人による意見陳述を行います。

3 第9回法廷の予定

2019年8月27日（火）午後4時開始となる見込みです。

なお、前回の3陣原告団集会で、「午後4時スタートの法廷をもう少し早くできないか」というご要望をいただきました。

皆さまから寄せられたご意見を踏まえ、その次（10回法廷）の開始時間を早めにはずさないか、裁判所と協議をしています。

以 上